

入札公告（説明書）

令和6年10月30日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	横浜新道 常盤台第一高架橋床版取替設計検討業務
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	見積活用方式の有無	「有」
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和6年10月30日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年11月15日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年11月15日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1及び4-3-5～4-3-11に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>「郵送入札の場合」 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 参加表明書（参加表明書様式1） (2) 技術資料（参加表明書様式2） (3) 業務実施体制（参加表明書様式3）</p>

2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和6年12月5日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付する。
2-5	非選定通知にかかわる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年1月23日 16時00分 ※共通入札公告4-3-8～4-3-11に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2]（6）に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副3部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>「郵送入札の場合」 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副3部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 技術提案書（技術提案書様式1） (2) 業務への取組み姿勢（技術提案書様式2） (3) 参考見積書（技術提案書様式3）</p>

2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年1月28日から令和7年2月19日までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案書様式1に記載された担当者宛て別途連絡を行う。</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和7年3月13日を予定 ※特定しない場合は、非特定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 本書2-6に示す提出期限と同じ。</p> <p>【提出方法】 本書2-6に示す提出方法と同じ。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	<p>本書2-7に示す実施期間と同じ。</p>
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年3月24日 16時00分</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p>

2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年4月14日 16時00分 ※共通入札公告4-5に示す見積合わせに関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。 [郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14]に従い、次の提出書類を同封のうえ書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 見積書 (2) 内訳明細書（※Microsoft Excelにより提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「l」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m^2」、「m^3」の場合は「m^3」と記載し、提出すること。郵送入札の場合はCD-Rと出力書面の両方を提出すること。）</p>
2-14	見積執行日時	令和7年4月15日 13時30分
2-15	見積執行場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年1月8日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとす</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間（設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

調査等名		横浜新道 常盤台第一高架橋床版取替設計検討業務																																																	
調達手続の概要	競争契約の方法	公募型プロポーザル方式																																																	
	落札者の決定方法	-																																																	
	見積活用方式の対象	有																																																	
	評価値の算出方法	-																																																	
	入札ポンド	対象外																																																	
	履行ポンド	対象																																																	
	審査時期	事前審査																																																	
		下記に示す業種区分の「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。																																																	
業種区分		橋梁設計																																																	
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																	
	同種業務	<p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																												
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																																	
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																																	
	同種業務	<p>審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																												
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																															
鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																																	
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																																	
技術者資格	<p>審査基準日において、次に示す1～10のいずれかの技術者資格を有する者であること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>技術士</td> <td>建設部門</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>国土交通省登録技術者資格</td> <td>橋梁</td> <td>計画・調査・設計</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>RCCM</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>特別上級土木技術者</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>上級土木技術者コースA</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>1級土木技術者コースA</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>上級土木技術者コースB</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>1級土木技術者コースB</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあつて、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。</p> <p>※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</p>			1	技術士	総合技術監理部門	建設-鋼構造及びコンクリート	2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート	3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1			4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計	5	RCCM	鋼構造及びコンクリート		6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート								
1	技術士	総合技術監理部門	建設-鋼構造及びコンクリート																																																
2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																																																
3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																																		
4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																																
5	RCCM	鋼構造及びコンクリート																																																	
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																																
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																																
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																																
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																																
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																																
予定管理技術者に求める事項	手持ち業務量	<p>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が5 億円以上</p> <p>②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</p> <p>また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2.5 億円以上、②の件数は5 件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>																																																	
	業務実施体制	<p>業務実施体制が、次の①及び②のいずれかに該当しないこと。</p> <p>①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。</p> <p>②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</p>																																																	

競争参加要件	予定照査技術者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																					
		同種業務	<p>審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>施工計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼構造・コンクリート</td> <td>橋梁</td> <td>維持管理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																				
	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																					
	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																					
鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																						
鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																						
技術者資格	審査基準日において、次に示す1～10のいずれかの技術者資格を有する者であること。																							
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 京浜管理事務所管内施工管理業務 業務名) 関東支社管内橋梁施工管理業務 業務名) 令和6年度 関東支社管内 土木工事等積算支援業務	受注者名) 日本振興(株) 受注者名) 株式会社 拓進工営 受注者名) 株式会社 施工技術研究所																					
その他																								

1	技術士	総合技術監理部門	建設-鋼構造及びコンクリート
2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート
3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1		
4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計
5	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート

※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。

※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点(満点)	100点												
評価項目		評価基準														
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td>40点</td> <td rowspan="3">40点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	40点	40点	②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	20点	③上記に該当しない	0点		
			評価基準	評価	配点											
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	40点	40点														
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	20点															
③上記に該当しない	0点															
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告 ②口頭注意</td> <td>-5点 -2点</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 記載は不要である。</p>	評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-5点 -2点								
評価基準	評価	配点														
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-5点 -2点														
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の1～3に該当する</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の4～10に該当する</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td></td> <td>不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の1～3に該当する	30点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の4～10に該当する	15点	③上記に該当しない		不適
			評価基準	評価	配点											
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の1～3に該当する	30点														
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の4～10に該当する	15点														
③上記に該当しない		不適														
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td>30点</td> <td rowspan="3">30点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点	②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	15点	③上記に該当しない	0点		
評価基準	評価	配点														
平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点														
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	15点															
③上記に該当しない	0点															
技術提案書の提出者を選定する方法			<p>技術提案書の選定方法は次のとおりとする。</p> <p>①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。</p> <p>②技術提案書の提出者として選定する数は下記のとおりとする。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が下記の数を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が下記の数に満たない場合にはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">3 者</p> <p>③入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。</p>													

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式 技術者評価型			技術評価点(満点)		100点
評価項目			評価基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。		
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の1～3に該当する	10点
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定管理技術者に求める事項・技術者資格」の4～10に該当する	5点			
	③上記に該当しない	不適			
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		
			平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社		5点			
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		0点			
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の技術者資格	次の基準で評価する。		
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定照査技術者に求める事項・技術者資格」の1～3に該当する	10点
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件・予定照査技術者に求める事項・技術者資格」の4～10に該当する	5点			
	③上記に該当しない	不適			
配置予定照査技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定照査技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		
			平成21年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。		10点
①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社		5点			
②同種業務の実績が次のへ～トに示す機関発注の業務 へ 各都道府県(道路事業) ト 各市区町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない		0点			
業務への取り組み姿勢			次の基準で評価する。		
			業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点
			実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点
			その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点
評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が10点の場合】 10点(相対的に非常に優れている) 8点(相対的に優れている) 6点(普通) 0点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)					
参考業務規模			次の基準で評価する。		
			代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	-	
		参考業務規模(税込)	110百万円		
技術提案書に関するヒヤリング			(1)ヒヤリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 イ. 配置予定管理技術者の業務経験について ロ. 業務の取組姿勢について ハ. 総額について ニ. 参考見積書の内容について (2)ヒヤリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒヤリングは質疑応答を含め60分程度とする。		